

[仮称] 滋賀県手話をはじめとする障害者の文化を守り育てる条例骨子(案)たたき台

県政経営会議 資料
令和4年(2022年)7月11日
健康医療福祉部障害福祉課

これまでの経過

- ◆滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例検討過程における
滋賀県社会福祉審議会の答申(平成30年6月5日)
⇒「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性については、全県的な議論を早急にしていくことが望まれる」
- ◆手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討
 - ・滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会(平成31年3月～令和3年3月、計8回)
 - ・滋賀県障害者施策推進協議会(令和3年5月～令和4年3月、計4回)

- ◆条例の必要性
 - ・かつて本県においても手話使用に対する制約があり、障害者が意思疎通に困難を来した歴史を踏まえ、手話が言語であり、文化的所産であることを県民に広く周知する必要がある。
 - ・障害者が障害の特性に応じた意思疎通手段を選択し利用できる社会の実現には、県だけでなく、県民、事業者、学校等の役割が重要であり、条例にその役割を明記し、障害特性に応じた意思疎通手段の学習・選択機会を確保し、利用機会の拡大を図りたい。
 - ・障害者の文化的所産である手話等を未来に向けて守り育てる必要があり、県の姿勢を明らかにすることで、滋賀の福祉、共生社会づくりを推進したい。

- ◆協議会の結論
 - ・手話言語や障害の特性に応じた意思疎通手段について一体的に定める条例の制定を県で進めるべきであるとされた。(令和4年3月23日)

下線は滋賀県の特徴的な部分

I. 基本的事項

前文

- 全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うこと、手話をはじめとする障害者の文化として守り育てることが重要であると認識し、以下の4点を広く県民に示します
- (1)手話は独自の言語体系を有する言語であり、文化的所産であること
- (2)本県において手話使用に対する制約があった歴史的事実を認め、手話言語の普及のための取組を進めること
- (3)障害の特性に応じた多様な意思疎通手段による独自の生活様式等は障害者の文化であることを認め、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を利用しやすい環境づくりを進めていくこと
- (4)手話をはじめとする障害者の文化を守り育てること

基本理念

- 全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うこと、手話をはじめとする障害者の文化として守り育てることが重要であると認識し、行われなければならないこと
- 全ての県民が、手話が独自の体系を有する言語であって、日常生活または社会生活を営む中で受け継がれてきた文化的所産であると認識し、行われなければならないこと
- 全ての県民が、障害の特性に応じた意思疎通手段の学習および選択の機会の確保ならびに利用機会の拡大が図られることが重要であると認識し、行われなければならないこと

目的

- (1)手話言語の普及および障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進について、基本理念を定め、県の責務・県民等の役割および基本的施策を明らかにします
- (2)手話言語の普及および障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策を推進し、もって共生社会の実現に寄与し、手話をはじめとする障害者の文化を守り育てます

定義

- ・手話言語の普及・・・手話が言語の一つであることを普及すること
 - ・意思疎通手段・・・手話、点字、筆談、指文字、触覚を用いた意思疎通、実物および絵図の提示などに加え、補助的・代替的な意思疎通の手段等(手話通訳、要約筆記、要点筆記、盲ろう通訳、コミュニケーションボード、重度障害者用意思伝達装置、利用しやすい情報通信機器等)も含まれることを明記します
 - ・障害者・・・障害者差別解消法の定義*を基本としつつ、「断続的な制限」も含まれることを明記します
- *法の定義：身体・知的・精神障害その他の心身の機能障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者

II 責務および役割

■県の責務

- 基本理念にのっとり、地域の実情を踏まえた施策の構築を図ること
- 施策の推進にあたり、合理的な配慮をすること
- 滋賀県障害者施策推進協議会への本条例に基づく施策の実施状況の報告と意見聴取をすること

■県民の役割

- 基本理念に対する理解を深めるとともに、手話言語の普及および障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めること

■障害者・その家族の役割

- 県民の基本理念に対する理解を深めるために必要な普及啓発に努めること

■障害者団体・支援者の役割

- 県民の基本理念に対する理解を深めるために必要な普及啓発、学習および選択の機会の確保ならびに利用機会の拡大を図るよう努めること

■事業者の役割

- 障害者に対して商品・サービスを提供する時や、障害者を雇用する時などには、障害特性に応じた意思疎通手段の利用ができるよう努めること

■学校等の設置者の役割

- 児童、生徒、幼児等に対し、障害の特性に応じた意思疎通手段に関する学習および選択の機会を確保するよう努めること
- 保護者からの学校等における障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関する相談に的確に応ずるなど利用機会の拡大に努めること
- 教職員の障害の特性に応じた意思疎通手段に関する知識および技能の向上のための研修を行うなど人材の養成等に努めること

III 基本的施策

■普及啓発

- 手話言語の歴史や手話言語が文化的所産であることについて県民等が理解を深めることができるように、障害者等の協力を得つつ、市町等と連携して、手話言語の普及啓発を行うこと
- 障害の特性に応じた意思疎通手段の重要性や意思疎通支援者の果たす役割等について県民等が理解を深めることができるように、障害者等の協力を得つつ、市町等と連携して、障害の特性に応じた意思疎通手段に関する普及啓発を行うこと(例：県民向け講座の開催等)

■学習・選択の機会の確保ならびに利用機会の拡大

- 学習および選択の機会の確保、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に必要な体制の整備を図るなどの利用機会拡大のための取組(例：障害者へのIT講習会やITに関する出張サポートなどICT機器利用のための環境整備、学校職員への手話講習等)

■人材の養成等

- 意思疎通支援者の確保、養成および資質の向上を図るための措置(例：意思疎通支援者の養成研修等)

■情報の発信等

- 障害の特性に応じた意思疎通手段を利用した県政等に関する情報発信(例：会見時の手話通訳者配置等)
- 災害時等における連絡体制の整備

■県民等への支援

- 手話言語の普及および障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を支援する県民等への助言、情報提供等(例：出前講座等)
- 児童、生徒、幼児等が障害の特性に応じた意思疎通手段を学習し、障害の特性に応じた意思疎通手段による教育を受けるための支援(例：職員研修)

■調査の実施等

- 施策の実施に必要な調査の実施および成果の普及

■財政上の措置

- 施策推進に必要な財政上の措置

見直し規定

- 施行後3年を目途として、この条例に基づく取組の成果および課題、並びに手話言語や情報コミュニケーションに関する法制の整備の動向等を勘案し、基本理念の実現に向けた施策の推進等に関して検討を加え、その結果に基づいた必要な措置を講ずる(検討の際は、滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴く)